

第 10 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年4月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（14名）

1 番 江 橋 健 男	3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子
5 番 今 関 征 一	6 番 深 谷 泉	8 番 一 木 克 昭
9 番 雨 谷 克 己	10 番 安 藏 久 男	11 番 皆 川 重 文
12 番 浅 井 紘 一	16 番 関 成一	17 番 皆 川 晃
22 番 大 圖 金 雄	23 番 小 島 雄 一	

欠席委員（8名）

2 番 高 橋 基	13 番 市 村 正 司	14 番 吉 澤 勇
15 番 笹 沼 恭 一	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	24 番 外 岡 健 寿	

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	小 橋 央 樹
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 土地現況証明願いに対する承認について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会 議 の 概 要

事務局長 皆様、おはようございます。

総会に先立ちまして少々お時間をいただき、4月1日付人事異動によりまして事務局職員の異動がございましたのでご紹介と、あと補欠委員の選任に伴います農業委員候補者の募集につきまして、冒頭ご説明をさせていただきます。

それでは、初めに、人事異動に伴いまして、農政係の浅川勝彦係長が市民生活課協働係長に転出をされました。浅川係長の後任者といたしまして、中央図書館管理係長でございました中宮健之さんを迎えることになりましたのでご紹介をいたします。

事務局 皆様、初めまして。おはようございます。

このたびの人事異動によりまして、農業委員会事務局に転入、異動になってまいりました。

何せ、農業委員会事務局、初めてでございます。委員の皆様からご協力、ご指導を賜りながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長 それと、お手元の資料でございますとおり、農地係の関拓也さんが保健所の保健予防課から兼務解除ということで農地係に戻ってきております。

引き続きまして、農業委員候補者の募集について小野補佐よりご説明をさせていただきます。

事務局 それでは、皆様のお手元にピンク色の冊子を配付しております。こちらが今回の募集要項になります。

ページをめくっていただきまして、中ほど、1番になるんですが、今回、募集人数は2人ということでございます。

現在、飯富地区と稲荷地区の委員が欠員となっておりますが、法令上、地区割で募集をかけるということができませんので、市内全域に対して募集をかけるという形になっております。

2番、募集期間でございますが、本日、4月13日から5月12日の1か月間であります。郵送の場合は5月12日の消印を有効としております。

3番、推薦及び応募に係る手続でございますが、個人が候補者を推薦する場合、法人または団体が推薦する場合、農業委員に自ら応募する場合、この3つの区分によりまして所定の様式がそれぞれございますので、この様式と併せて基本的にはその候補者となる方の住民票をつけて応募していただく形になります。この応募様式の入手方法でございますが、農業委員会事務局、各出張所、各市民センターの窓口においております。そのほか、水戸市ホームページでダウンロードすることもできますので、委

員の皆様におかれましては、周辺の農家の皆様への周知をお願いしたいと思います。
なお、今朝方、3件ほどこの募集に関して問合せをいただいております。
あとの内容につきましては、時間のあるときにお目通しいただきたいと思います。
説明は以上でございます。

事務局長 それでは、定刻でございますので、皆川会長代理、開会をお願いいたします。

会長代理 おはようございます。

最近昼間は暖かくなってまいりましたが、ボタンザクラが今、満開となっております。花冷えという言葉がありますが、そういった朝晩冷たい日が続いております。

聞くところによりますと、太子地方は昨日まで大霜ということで、大変寒い日を過ごしているそうです。

また、山菜等も3月の頃の陽気でしたら、コシアブラにしろ、ほかの山菜にしろ伸びていくのですが、まだ芽が出ただけで全然伸びていないというようなことを、昨日、電話でお伺いしました。

また、4月1日で70歳までの就職機会確保を努力義務とすると、改正高年齢者雇用安定法が施行されました。65歳以上の雇用は企業側の判断に委ねるということですが、これは年金支給に恐らく将来関係するのではないかなと思います。

また、公的年金の減額0.1%、これは4月から実施されます。将来は70歳満額支給に向け、65歳減額支給、70歳満額というようなことになっていくのではないかなと思っております。

また、同一労働同一賃金が4月1日から施行されました。恐らく少子・高齢化ということで、これから先、厳しい財政事情となっていきますので、就労機会も年金支給時期もどんどん繰り下げていかれるのかなというふうに感じておりました。

また、昨日、水戸に1,000人分のコロナワクチンが配付されました。65歳以上を対象に5月下旬頃から始まるというようなことですので、私たちが接種をできるのが5月下旬過ぎかなというようなことになるのではないかなと思います。

議長 それでは、ただ今より第10回水戸市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は14名、欠席委員は8名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

続きまして、議事録署名人の選出につきましてお諮りいたしますが、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 ただいま議長一任と声がございましたが、議長が指名いたしますことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

22 番、大圖金雄委員，それから 23 番，小島雄一委員，両名 2 名の方をお願いしたいと思います。

次に、審議総括表について事務局から説明させていただきます。

事務局 第 10 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 15 件，農地法第 4 条の審議案件が 4 件，農地法第 5 条の審議案件が 23 件，土地現況証明が 2 件でございます。報告事項といたしまして，農地法第 3 条の 3 の届出が 7 件，農地法第 4 条の届出が 12 件，農地法第 5 条の届出が 27 件，制限除外の農地の移動届が 1 件，農地改良協議が 3 件，登記官等からの地目確認照会が 6 件でございます。

審議案件，報告事項合わせまして 100 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 それでは、関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしく願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定させていただきます。

それでは、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。20番、高安委員の代理発言となります。

高安委員から調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますという返事をいただいております。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

ページをめくりまして、第9項を上程させていただきます。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 10 項を上程いたしますが、この案件は安藏委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員退席)

議 長 それでは、第 10 項について、事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 次に、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが, 内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが, 内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番, 渡邊です。13番, 市村委員の代理発言でございます。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが, 内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われま。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番, 小島です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。

第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第 2 種農地と思料されます。

また, 農振農用地区域内であるため, 除外手続をし, 現在除外見込書は出ておりますが, 正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川 (重) 委員 11 番, 皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま

す。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。この案件につきましては、2番、高橋基委員の案件であります。代理発言をいたします。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は農用地利用計画における用途区分が農業用倉庫である農地であり、農地法第4条第6項本文ただし書による例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。この第3項につきましても2番、高橋委員の案件でありま

すが、代理発言をいたします。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地の一部は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に小学校と歯科医院があることから、農地区分は第3種農地及び宅地に囲まれた生産性の低い農地であることか

ら、農地区分は第2種農地と思料されます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 11番、皆川です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に診療所と保育所があることから、農地区分は第3種農地と見做されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第4項と第5項は関連がございますので、あわせて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項及び第5項は関連がございますので、併せてご説明いたします。契約内容は両案件とも売買でございます。受人は建設業を営んでおりますが、現在借りている事務所が狭隘なので、事務所を移転建設し、隣接地に駐車場及び資材置場を設置したい旨の申請でございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と見做されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、第4項に関して建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

続きまして，第 6 項を上程させていただきます。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 6 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第 1 種農地と思料されますが，農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

また，農振農用地区域内であるため，除外手続をし，現在除外見込書は出ておりますが，正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 7 項を上程いたします。

事務局から説明をさせていただきます。

事務局 第 7 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や

雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査したところ、許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に診療所が2か所以上あることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。

申請地は土地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16 番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地

や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、施工方法がアスファルトで舗装する計画であるため、恒久転用として扱うものです。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程させていただきます。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第 16 項を上程させていただきます。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1 番、江橋です。これは 2 番、高橋委員の案件であります。代理で発言をいたします。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

渡邊委員 3番, 渡邊です。

この件につきまして調査検討をしたところ, 法令に照らし許可相当かと思われ
ますので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第18項を上程させていただきます。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番, 深谷です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われ
ますので, ご審議をよろしくお
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま
す。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

この案件に関しましても、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま
すので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広
りのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行
規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま
すが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。この案件は 24 番、外岡委員の代理発言をいたします。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は土地改良区域内の農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

小島委員 23 番、小島です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定させていただきます。

次に、議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 別紙 1 をご覧ください。

議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第 1 項、第 2 項、共に農業委員 3 名で現地調査をした結果、転用目的のとおりでありましたので、証明を可としたものであります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等があればお願いしたいと思えます。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に雨谷委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(雨谷克己委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 失礼いたします。

それでは、お手元の資料、別紙2、農用地利用集積計画書(案)となつてございますホチキス留めの冊子をご覧ください。

また、資料の説明の前に訂正がございます。

こちらの冊子の資料の4ページをご覧ください。

こちらの案件番号29番、30番、こちらにつきましては4月8日木曜日付で、地権者、耕作者より取下げのご意向を頂戴しておりまして、今回、削除として取り扱わせていただきます。

こちらに伴いまして、集計表、計画書の別紙集計表が本日お配りしております別紙2につきましても変更となつてございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

まず、雨谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の3ページ、4ページに載せてございます。

こちら、3ページの17番及び4ページの27番の計2筆となつてございます。

こちらは田が新規設定のみで4,264平方メートル、設定期間10年間、設定者2名、取得者1名でございます。

なお、全ての筆について農地中間管理事業を活用した貸し借りでございますので、

耕作者は茨城県農林振興公社となっております。

利用権設定年月日は、令和3年4月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 失礼いたします。

それでは、先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきましてご説明申し上げます。

令和3年農用地利用集積計画書の集計表資料、別紙2について、内容を申し上げます。

では、表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自ご確認いただけますようお願い申し上げます。

今回の設定の合計につきましては、田が14万2,628平方メートル、うち再設定が9万7,104平方メートル、畑が7万6,940平方メートル、うち再設定が1万6,077平方メートル、設定者67名、取得者38名、うち再設定の設定者33名、取得者20名でございます。

こちらの利用権設定年月日は、令和3年4月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程します。
事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 続きまして、農政課よりご説明申し上げます。

それでは、お手元の資料、農用地利用配分計画書(案)のホチキス留めの冊子をご覧ください。

それでは、令和3年農用地利用配分計画書(案)について、集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については各自ご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで1万9,758平方メートル、畑が再設定のみで7,038平方メートル、設定者1名、取得者4名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

農用地利用配分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

賃借権等の設定年月日は、こちらの資料1ページ、2ページ、4ページの取得者3名の方につきましては、令和3年7月1日に予定されております。また、資料3ページの取得者1名の方につきましては、令和3年8月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席いたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会総会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出共に、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても、資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第10回総会を閉会いたします。

ご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午前10時20分